設置 点検 住宅用火災警報器 していますか ていますか

住宅用火災警報器とは?

知し、警報音や音声により火災 発生を知らせ避難をうながす機器 火災により発生した煙や熱を感 0)

設置が義務付けられています 防法により、 す べて 0) 住宅 に



製造年月記載場所

就寝時間帯の死者数が多く、死亡

発生時間を見ると昼間と比

べて

齢者です。

年間約900人。その約7割

が高

住宅火災による死者は、

全

玉 で なぜ必要なの?

そのため、いち早く火災に気づき

因の約5割が「逃げ遅れ」です。

動するために「住宅用

火災警報

一が必要なのです。



※設置年月記入場所、製造年月記載場所は メーカーや製品により異なります。

取付け場所は?

さい。) ホー 寝室が 2階以上にある場 普段就寝に使用する部 は、 (具体的な取付位置は、 階段上部の天井または 4 ~ 1 ジでご確認くだ 屋 市

台所へ 新城 せん。 市消 0) 防 置義務はあり 本部 管 内で は、 ŧ

交換しましょう

です。 ます。 よその期間を確認できます。 用火災警報器の交換の目安は10年 してい (年以上が経過しています。 平成20年6月の設 製造年月を確認すると、 設置義務化から一度も交換 ない場合は、交換を推 置義務化 住宅 奨 から お

音が鳴らない場合は? 故障管報の場合は7 正常な場合は? 雷涛が存ちんとセットされている 故障、電池切れをお知らせす 正常をお知らせするメッセー か、ご確認ください。 るメッセージが鳴ります。 ジまたは火災警報が鳴ります。 それでも鳴らない場合は、「電 池切れ (が「機器本体の故障」 です。住宅用火災警報器を新 しいものに交換してください。 ☆曹報舎はメーカーや製品により異なります。

※出典:一般社団法人日本火災報知機工業会

問合せ

予防課

TEL

22

4802

①外観を確認する 点検をしましょう

秋の火災予防運動

マスク戸締り

月9日水~15日火は

しょう。 などが付着していないか確認しま 機器に傷やひどい汚れ、ほこり

②作動のテストをする

らなければ、交換しましょう。 あるときは、 テストボタンを押す。 ひもを引く)音が

が

(引きひも 鳴

お出かけは

断で発生することが多く、大切な命 ストーブ、電気配線が原因となる 災のない街づくりを目指しましょう。 の運動を機会に防火意識を高め、 や財産をなくしてしまいます。 (災が発生しています。 火災が発生しやすくなります。 市消防本部管内でも、 火災は、ちょっとした不注意や油 コンロ

用火災警報器の設置・点検をおこ 火気器具の使用方法を見直 一に備え住宅用消火器や住宅 住宅防火対策に努めましょう。 Ų

防火ポスターの展示

729865790

生を対象に募集した防火ポスタ の入賞作品を展示します。 管内の 小学生高学年および中

その 場所 他 道の駅もっくる新 11月1日伙~ します。 市ホー 30 日 (水) ジにも 城 掲

火の用心.

これから

Ō

季節は、

空気が乾燥

申告必要

申告不要

樹)など

年市に申告してください。

殊自動車に該当する車両

設備、サイロ、その他農業用設備・機械など



農業をしている方へ

ビニールハウス、加温機、循環扇、ヒートポンプ、乾燥機、家畜用

◆軽トラックやトラクター、コンバイン、田植機など小型特

◆家屋として評価される倉庫、畜舎、ガラス温室、生物(牛・果

農業で使う資産のうち、償却資産に該当する次の資産は、毎

お願いします 償却資産の申告を

783396712

よび備品など)は償却資産として 事業用資産(構築物や機械、器具お 場合、事業のために所有している 償却資産を所有する納税義務者 定資産税が課税されます。 法人や個人で事業を営んでいる

る方)へ申告書を12 する予定です。 0)

で、申告書が必要な場合は税務課 へご連絡ください。 新規に償却資産を取得され た方

申告書提出期間

令和5年1月4日~ 税務課(阻23-7615) 1 月 31 日

方(昨年度までに申告され 7

月中旬に発送 11

太陽光発電設備を所有する方へ

次のいずれかに該当する方は申告が必要です。

- ◆発電出力が10 器以上の太陽光発電設備を所有する個人の方
- ◆太陽光発電設備を所有する法人及び個人事業主の方
- ※課税標準の特例があります。詳しくは市ホームページをご 覧ください。

令和5年度児童クラブ 加入申込みを受け付けます

ださい。 を見直します。詳しくは配布する くため、令和5年度から定員など 案内や市ホームページをご確認く 全を第一に考えた運営を行ってい 放課後児童クラブは、児童 一の安

対象 時間 就労などにより開設時間 、春、夏、冬休みは午前8時 下校後~午後6時(土·日 に児童を養育できない家庭 ら午後6時まで 日、祝日、休校日を除く) 中 か 曜

その他 は、加入申込みにご配慮を などの協力が得られる家庭 が増大しています。祖父母 の小学生 児童クラブの加入希望者

||利用料金(保護者負担金| お願いします。

受付には、加入申請書と家庭の 定員を超えた場合、優先順位 夏休みなどの長期休みだけの 必要です。 高い方からの加入となります。 に申し込んでください。 用希望の場合も、必ずこの でも申込書を配布します。 している方は、所属児童クラブ

期 韶 利

問合せ 状況に応じて就労証明書などが こども未来課

7 月 8 月

6, 0 0 0 円

長期休みのみ利用

1, 5 0 円 3, 000 00円

8, 000円

夏休み(7月) 春休み(4月) 月額 通年利用

5, 000円

|注意事項

すでに通年で児童クラブを利用

本庁舎1階情報カフェ、 総合支所地域課 各

場所 期間

場所 期間 一申込受付 こども未来課、各総合支所 12月1日休~ 11月1日火から 地域課、各児童クラブ , 28 日 (水)

夏休み(8月) 8, 3, 0 0 0 円

傷害保険料

一申込書などの配布 年額 900円

冬休み 春休み(3月) 5 0 0 円 0 0 0 円